

株券等の保管及び振替に関する法律の一部を改正する法律案参照条文

目次

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）（抄）	1
刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）	4
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）	4
商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）	5
証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）（抄）	7
外国証券会社に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）	8
銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）	8
長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）（抄）	8
農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）（抄）	8
水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）（抄）	9
中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）（抄）	10
保険業法（平成七年法律第百五号）（抄）	10
投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）（抄）	10
資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）	11
協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）（抄）	12

株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第二十号）（抄）  
「商法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成十二年法律第 号）第五十六条の施行後」

（保管振替機関への預託）

第十四条 参加者は、自己の有する株券のほか、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託することができる。ただし、顧客から預託を受けた株券を預託するには、その承諾を得なければならない。

2 顧客は、参加者に対し、その参加者に預託した株券を保管振替機関に預託することを請求することができる。

3 （略）

第十六条 参加者は、顧客から預託を受けた株券を保管振替機関に預託しようとするときは、顧客口座簿に前条第二項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

2 参加者は、前項の規定による記載をしたときは、遅滞なく、顧客が預託したものである旨を明らかにして保管振替機関に株券を提出しなければならない。ただし、第二十八条の規定による請求に基づき交付をするため、その株券を必要とするときは、この限りでない。

3 参加者は、第一項の規定による記載をした株券については、前項の規定による提出をし、又は同項ただし書に規定する交付をするまでの間、他の株券と分別して保管しなければならない。ただし、第二十三条の規定の適用を妨げない。

4 第一項の規定による記載がされた株券については、その記載の時に、保管振替機関に預託されたものとみなす。

（参加者口座簿）

第十七条 （略）

2 保管振替機関は、参加者口座簿に、参加者の名称及び住所のほか、第十四条第一項の規定により参加者が預託した株券（以下「預託株券」という。）につき、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 参加者自己分と顧客預託分の別

二 会社の商号並びに株式の種類及び数

三 参加者自己分を質権の目的とする口座においては、質権者の氏名及び住所

四 その他の主務省令で定める事項

（参加者口座簿及び顧客口座簿の記載の変更）

第十八条 保管振替機関又は第十五条第一項の参加者は、参加者口座簿又は顧客口座簿の記載事項につき変更があつたときは、遅滞なくその記載をしなければならない。

（新たに発行された株式に係る株券の預託）

第十九条 預託株券の株式につき、株式の併合、分割若しくは転換（次条第一項の請求によるものを除く。）、会社の株式交換、株式移転、合併若しくは分割による株式の発行又は株主に新株の引受権を与えてする株式の発行（新株引受権証書が発行された場合を除く。）があつた場合には、その新たに発行された株式につき、当該株式が発行された時に、第十四条第一項の規定により保管振替機関に株券の預託がされたものとみなす。

（保管振替機関による転換請求）

第二十条 (略)

2 (略)

3 前条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第十九条の規定は、第一項の規定による転換の請求により発行された株式について準用する。

(保管振替機関による新株の引受権の行使)

第二十一条 前条の規定は、参加者が新株引受権証券、新株引受権証券又は新株引受権付社債券及び新株の発行価額の全額を保管振替機関に提出してする株券の預託の申出並びにその申出によつてする新株の引受権の行使について準用する。

(預託株券の混蔵保管)

第二十三条 預託株券は、参加者又は顧客ごとに分別しないで保管する。

(補てん義務)

第二十五条 預託株券に不足が生じたときは、保管振替機関及び第十五条第一項の参加者は、連帯してこれを補てんしなければならない。ただし、その不足の責めに任ずべき者に対する求償権の行使を妨げない。

2 前項の参加者は、参加者でなくなつた後も、同項の規定による補てんの責任を負う。ただし、参加者でなくなつた時から五年を経過したときは、その責任は消滅する。

(株券の交付請求)

第二十八条 参加者又は顧客は、いつでも、その口座の株式の数に応じた株券の交付を請求することができる。この場合においては、顧客は、参加者に対して請求しなければならない。

2 (略)

3 前二項の規定は、第二十六条第三項の質権者による株券の交付の請求について準用する。

(実質株主の通知)

第三十一条 保管振替機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、会社に対し、当該各号に定める実質株主につき、氏名及び住所並びに前条第一項の規定により有するものとみなされる株式の種類及び数(以下「通知事項」という。)又は通知事項の変更(株式の発行によるものを除く。)を速やかに通知しなければならない。

一 会社が商法第二百二十四条ノ三第一項の規定により一定の期間又は一定の日を定めたとき。その期間が始まる時又はその日の実質株主

二 会社が商法第二百九条第一項、第二百八十条ノ四第二項(同法第三百四十一条ノ二ノ四第二項(同法第三百四十一条ノ十八において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。及び第三百七十四条ノ七第一項(同法第三百七十四条ノ三十一第五項において準用する場合を含む。)(の規定により一定の日を定めたとき。その日の実質株主

三 営業年度を一年とする会社について、営業年度ごとに、当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過したとき(当該会社が商法第二百九十条ノ五第一項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとに、その日が到来したとき(第一号

に該当するときを除く。）。当該営業年度の開始の日から起算して六月を経過した日の実質株主（当該会社が同項の規定により定款をもつて営業年度中の一定の日を定めている場合にあつては、営業年度ごとのその日の実質株主）

2 保管振替機関は、第二十条若しくは第二十一条の規定による転換の請求又は第二十一条の規定による新株の引受権の行使をするときは、会社に対し、新たに発行される株式の実質株主となるべき者の氏名及び住所を通知しなければならない。

3・4 (略)

5 保管振替機関は、実質株主による株主の権利の行使があるときその他会社に必要があるときは、会社の請求により、参加者口座簿の記載又は参加者の報告に基づき、速やかに、第一項又は第二項の規定により実質株主として通知をした者が実質株主でなくなつた旨又は第一項の株式の数の減少を通知しなければならない。ただし、商法第二百一十四条ノ三第一項の期間内は、この限りでない。

(実質株主名簿)

第二十一条 (略)

2 保管振替機関名義株式につき、前条第一項の規定による通知を受けたときは、会社は、実質株主名簿に、通知事項のほか、各実質株主が有するものとみなされる各株式につき同項の規定による通知の年月日を記載しなければならない。

3 会社は、第十九条又は前条第二項に規定する場合には、株主名簿に新たに発行された株式の株主として保管振替機関を、実質株主名簿にその株式の実質株主に関する通知事項及び株式取得の年月日を記載し、実質株主名簿に記載した事項を保管振替機関に通知しなければならない。

4 (略)

5 会社は、定款をもつて実質株主名簿について名義書換代理人を置く旨を定めることができる。当該名義書換代理人を置いた場合においては、実質株主名簿を当該名義書換代理人の営業所に備え置くことができる。

6 実質株主、株主、保管振替機関及び会社の債権者は、営業時間内は、いつでも、実質株主名簿の閲覧又は謄写を請求することができる。

7 (略)

(単元未満株式の買取請求)

第二十四条 実質株主は、その実質株主名簿に記載のある単元未満株式につき、商法第二百一十一条第六項において準用する同法第二百一十条ノ六第一項の規定による請求をすることができる。

2・3 (略)

(口座簿の写しの交付請求)

第二十六条 参加者若しくは顧客又はその預託株券の株式の質権者は、保管振替機関又は参加者に対し、利害関係を有する部分に限り、参加者口座簿及び顧客口座簿の写しの交付を請求することができる。

(株券以外の有価証券)

第二十九条 前章の規定（第十九条から第二十二條まで、第二十八条第二項及び第三節の規定を除く。）は、株券以外の有価証券について準用する。

2~4 (略)

5 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号及び第三号、同条第二項及び第四項、第三十一条第三項及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について準用す

る。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者名簿」と読み替えるものとする。

6~8 (略)

9 第三項及び第五項から第七項までに規定するものほか、前各項の規定により準用する場合の技術的読替えに関し必要な事項は、主務官令で定める。

## 刑法（明治四十年法律第四十五号）（抄）

（傷害）

第二百四十二条 人の身体を傷害した者は、十年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（現場助勢）

第二百六十二条 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

（暴行）

第二百八十二条 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

（凶器準備集合及び結集）

第二百八十二条の二 二人以上の者が他人の生命、身体又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知って人を集合させた者は、三年以下の懲役に処する。

（脅迫）

第二百二十二条 生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者も、前項と同様とする。

（背任）

第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をし、本人に財産上の損害を加えたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（抄）

第四十六条 第十一条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。  
第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条の規定による命令に違反した者
  - 一の一 第十二条の二の規定による命令に違反した者
  - 一の二 第十二条の四第一項の規定による命令に違反した者
  - 一の四 第十二条の六の規定による命令に違反した者
  - 二 第十五条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
  - 三 第十八条の規定による命令に違反した者
  - 四 第十九条の規定による命令に違反した者
  - 五 第二十一条の規定による命令に違反した者
  - 六 第二十二条の規定による命令に違反した者
  - 七 第二十六条の規定による命令に違反した者
  - 八 第二十七条の規定による命令に違反した者
  - 九 第三十条の規定による命令に違反した者
- 第四十九条 第十五条第五項の規定に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。  
第五十条 第三十二条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

商法（明治三十二年法律第四十八号）（抄）

「商法等の一部を改正する等の法律（平成十二年法律第 号）第一条の施行後」

第一百条 会社八合併ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

債権者方前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債権者方異議ヲ述ベタルトキハ会社八弁済ヲ為シ若ハ相当ノ担保ヲ供シ又ハ其ノ債権者ニ弁済ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託会社ニ相当ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス但シ合併ヲ為スモ其ノ債権者ヲ害スルノ虞ナキトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百十條ノ六 端株主ハ会社ニ対シ自己ノ有スル端株ヲ買取ルベキ旨ヲ請求スルコトヲ得

（略）

第二百一十一條 （略）

（略）

第二百二十条ノ第二項ノ規定ハ会社ノ設立後定款ヲ変更シテ第一項本文ノ定ヲ設クル場合ニ、第二百十九条第一項及第二項ノ規定ハ第二項ノ場合ニ、前条ノ規定ハ一単元ノ株式ノ数ニ滿タザル数ノ株式ニ之ヲ準用ス

第二百二十六条ノ二 株主八定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外株式ノ所持ヲ欲セザル旨ヲ会社ニ申出ツルコトヲ得此ノ場合ニ於テ既ニ発行セラレタル証券アルトキハ之ヲ会社ニ提出スルコトヲ要ス

・ (略)

第一項ノ申出ヲ為シタル株主ハ何時ニテモ株式ノ発行又ハ返還ヲ請求スルコトヲ得但シ株式返還ノ請求ハ会社ニ對シテ之ヲ為スコトヲ要ス (略)

第二百四十五条 会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ第二百四十三条ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一 營業ノ全部又ハ重要ナル一部ノ讓渡

二 營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、變更又ハ解約

三 他ノ会社ノ營業全部ノ讓受

(略)

第二百四十二条 前条第一項ノ決議ハ総株主ノ議決權ノ過半数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス

第二百四十五条 (略)

或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ其ノ種類ノ総株主ノ議決權ノ過半数ヲ有スル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ニ當ル多数ヲ以テ之ヲ為ス (略)

(略)

第二百四十六条 前条ノ規定ハ第二百二十二条第三項ノ規定ニ依リ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ為ス場合及会社ノ株式交換、株式移転、分割又ハ合併ニ因リテ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第二百七十四条ノ四 会社ハ第二百七十四条第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債權者ニ對シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ分割ニ因リテ設立スル会社ガ分割ヲ為ス会社ニ對シ分割ニ際シテ発行スル株式ノ總數ノ割當ヲ為ス場合ニ於テ分割後モ分割ヲ為ス会社ニ對シ其ノ債權ノ弁済ノ請求ヲ為スコトヲ得ル債權者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

第百条第一項後段第二項第三項及第二百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百七十四条ノ十 (略)

第二百七十四条ノ四第一項ニ規定スル各別ノ催告ヲ受ケザリシ債權者ニ對スル分割ヲ為シタル会社ノ債務ニ付テハ分割計畫書ノ記載ニ拘ラス之ヲ負担スルモノトセラレザリシ会社モ亦其ノ弁済ノ責ニ任ズ但シ分割ノ日ニ於テ有シタル財産ノ価額ヲ限度トス

第二百七十四条ノ十七 (略)

・ (略)

第一項ノ決議ハ第二百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第二百七十四条ノ二十 各会社ハ第二百七十四条ノ第十七第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ其ノ債權者ニ對シ分割ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ

之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ分割ニ因リテ營業ヲ承継スル会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ会社ニ於テハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セス

第百条第一項後段第二項第三項、第三百七十四条ノ四第一項但書及第三百七十六条第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十四条ノ二十第一項ニ規定スル各別ノ催告ヲ受ケザリシ債権者ニ対スル分割ヲ為シタル会社ノ債務ニ付テハ分割契約書ノ記載ニ拘ラズ之ヲ負担スルモノトセラレザリシ会社モ亦其ノ弁済ノ責ニ任ズ但シ其ノ会社ガ分割ヲ為シタル会社ナルトキハ分割ノ日ニ於テ有シタル財産ノ価額ヲ、其ノ会社ガ承継シタル会社ナルトキハ承継シタル財産ノ価額ヲ限度トス

第三百七十六条 (略)

第百条ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

社債権者ガ異議ヲ述ブルニハ社債権者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ社債権者ノ為ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第四百八条 (略)

(略)

第一項ノ決議ハ第三百四十三条ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

(略)

第四百十二条 会社第四百八条第一項ノ承認ノ決議ノ日ヨリニ週間内ニ其ノ債権者ニ対シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ官報ヲ以テ公告シ且知レタル債権者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ会社ガ其ノ公告ヲ官報ノ外公告ヲ為ス方法トシテ定款ニ定メタル時事ニ関スル事項ヲ掲載スル日刊新聞紙ニ掲ゲテ為ストキハ其ノ催告ハ之ヲ為スコトヲ要セス

第百条第一項後段、第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四百九十八条 発起人、会社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役、外国会社ノ代表者、監査役、検査役、清算人、整理委員、監督員、第三百九十八条

第一項ノ管理人、監査委員、名義書換代理人、社債管理会社、事務ヲ承継スベキ社債管理会社、社債権者集会ノ代表者、其ノ決議ヲ執行スル者、

合名会社ノ第六十七条ノ二ノ業務代行者若ハ第八百一十三条第三項ノ職務代行者、合資会社ノ第四百七条ノ業務代行者若ハ職務代行者、株式会社ノ第八十八条第三項、第二百五十八条第二項、第二百八十条第一項若ハ第四百三十条ノ職務代行者又ハ支配人ハ左ノ場合ニ於テハ百万円以下ノ過料ニ処ス但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ在ラズ

一、二十九 (略)

(略)

証券取引法(昭和二十二年法律第二十五号)(抄)

第二条 (略)

⋮ (略)

この法律において「証券会社」とは、第二十八条の規定により内閣総理大臣の登録を受けた株式会社をいう。

⋮<sup>②④</sup> (略)

②⑤ この法律において「証券金融会社」とは、第五十六條の三の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

外国証券会社に関する法律（昭和四十六年法律第五号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 (略)

二 外国証券会社 次条第一項の登録を受けた外国証券業者をいう。

三 了八 (略)

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）（抄）

(定義等)

第二条 この法律において「銀行」とは、第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者をいう。

⋮<sup>11</sup> (略)

長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「長期信用銀行」とは、第四条第一項の規定により内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）（抄）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入
- 三 十二 (略)
- ⑳ (略)

### 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)(抄)

(事業の種類)

第十一条 漁業協同組合(以下この章及び第四章において「組合」といふ。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十二 (略)

㉑ (略)

(事業の種類)

第八十七条 漁業協同組合連合会(以下この章において「連合会」といふ。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十三 (略)

㉒ 11

(事業の種類)

第九十三条 水産加工業協同組合(以下この章及び次章において「組合」といふ。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 組合員の貯金又は定期積金の受入れ
- 三 十 (略)
- ㉓ 8 (略)

(事業の種類)

第九十七条 水産加工業協同組合連合会(以下この章において「連合会」といふ。)は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

- 一 (略)
- 二 所屬員の貯金又は定期積金の受入れ

三十一 (略)  
29 (略)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号) (抄)

(協同組合連合会)

第九条の九 協同組合連合会は、次の事業の一部を行うことができる。

一 会員の預金又は定期積金の受入れ

二 九 (略)

27 (略)

保険業法(平成七年法律第百五号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「保険会社」とは、次条第一項の内閣総理大臣の免許を受けて保険業を行う者をいう。

3 6 (略)

7 この法律において「外国保険会社等」とは、外国保険業者のうち第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許を受けた者をいう。

8 22 (略)

投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号) (抄)

(定義)

第二条 (略)

2 19 (略)

20 この法律において「登録投資法人」とは、第百八十七条の登録を受けた投資法人をいう。

21 29 (略)

(投資証券)

第八十二条

1~4 (略)

5 商法第二百二十六条ノ二の規定は投資法人（規約をもつて次条第一項前段の規定による定めをしたものを除く。）の投資証券について、同法第二百二十九条及び第二百三十条の規定は投資証券について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二百五十一条 投資信託委託業者若しくは投資信託委託業者であつた者、信託会社等、第二百二十八条第一項若しくは第二項に掲げる者、検査役、会計監査人若しくはその職務を行う社員、第六十四条第四項において準用する商法第四百四十四条第一項の監査委員、投資法人債管理会社、事務を承継すべき投資法人債管理会社、投資法人債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者又は一般事務受託者若しくは資産保管会社若しくはこれらであつた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一~三十九 (略)

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）（抄）

（優先出資についての商法の準用）

第四十九条 商法第二百一条（仮設人及び他人名義で株式を引き受けた者の責任）、第二百三条（株式の共有）、第二百七条（株式の質入れ）、第二百八条（質権の効力）、第二百九条第一項及び第二項（株式の登録質）、第二百十四条から第二百七条まで（株式の併合）並びに第二百八条ノ一（不正な価額で株式を引き受けた者の責任）の規定は優先出資について、同法第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託制度）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は優先出資証券について、同法第二百八条ノ十（発行の差止め）の規定は優先出資の発行の差止めについて、同法第二百八条ノ十五から第二百八条ノ十八まで（新株発行無効の訴え）の規定は優先出資の発行の無効の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第二百一条第一項中「株式引受人」とあるのは「優先出資引受人」と、同法第二百三条第二項及び第三項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百七条中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百八条中「消却、併合、分割、転換又八買取」とあるのは「消却、併合又八買取」と、「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百九条第一項中「株主名簿」とあるのは「優先出資社員名簿」と、「株券」とあるのは「優先出資証券」と、「利益若八利息ノ配当」とあるのは「利益ノ配当」と、同法第二百九条第一項中「純資産額」とあるのは「純資産額ヨリ特定資本ノ額ヲ控除シタル額」と、「発行済株式ノ総数」とあるのは「発行済優先出資ノ総口数」と、「第二百四十三条」とあるのは「資産の流動化に関する法律第百十四条第二項」と、同条第二項中「株券」とあるのは「優先出資証券」と、同法第二百七条第一項中「第二百三十条ノ二第一項」とあるのは「資産の流動化に関する法律第四十八条の三」と、同法第二百八条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十七条第一項中「六月前ヨリ引続キ株式ヲ有スル株主」とあるのは「特定社員又八六月前ヨリ引続キ優先出資ヲ有スル優先出資社員」と、同条第二項、第三項及び第五項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八条ノ十一第二項において準用する同法第二百六十八条第二項及び第三項、第二百六十八条ノ二並びに第二百六十八条ノ三第一項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百二十六条ノ二第一項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同条第二項中「株主名簿」及び「株主」とあ

るのそれぞれ「優先出資社員名簿」及び「優先出資社員」と、同条第四項及び第五項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と、同法第二百八十條ノ十中「法令若八定款」とあるのは「法令、資産流動化計画若八定款」と、「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十五第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第二百八十條ノ十七第二項中「株主及株主名簿」とあるのは「社員及優先出資社員名簿」と、同法第二百八十條ノ十八第一項及び第二項中「株主」とあるのは「優先出資社員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。  
(受益権についての商法等の準用等)

第二百七十八條 商法第二百三條第二項及び第三項(株式の共有)、第二百七條(株式の質入れ)、第二百八條(質権の効力)、第二百九條第一項及び第二項(株式の登録質)並びに第二百二十六條ノ二(株券の不発行及び寄託制度)の規定は特定目的信託の受益権について、小切手法(昭和八年法律第五十七號)第二十一條(善意取得)の規定は受益証券について、それぞれ準用する。この場合において、商法第二百八條中「分割、転換又八買取」とあるのは「分割又八買取」と、同法第二百九條第一項中「利益若八利息ノ配當、残余財産ノ分配」とあるのは「元本ノ償還、利益ノ配當」と、同法第二百二十六條ノ二第一項中「定款」とあるのは「特定目的信託契約」と、「既ニ発行セラレタル株券アルトキハ之ヲ」とあるのは「受益証券ヲ」と、小切手法第二十一條中「小切手法持參人払式」とあるのは「受益証券ヲ無記名式」と、「裏書シ得ベキモノニシテ其ノ所持人ガ第十九條ノ規定ニ依リ權利ヲ証明スルトキ」とあるのは「記名式モノニシテ受益証券ニ其ノ所持人ノ氏名又八名称ノ記載アリタルトキ」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 前項において準用する商法第二百二十六條ノ二第一項から第三項までの規定により受益証券を発行しない場合におけるこの法律の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権の権利者は、受益証券の権利者とみなすほか、第二百二十五條の規定の適用については、当該受益証券に表示されるべき特定目的信託の受益権は、受益証券とみなす。

(過料に処せられる行為)

第二百五十二條 特定目的会社の発起人、取締役、監査役、會計監査人若しくはその職務を行うべき社員、検査役、清算人、監査委員、名義書換代理人、特定社債管理会社、事務を承継すべき特定社債管理会社、特定社債権者集会の代表者若しくはその決議を執行する者、第二十四條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第七十八條、第八十四條第一項若しくは第三百二十條第一項において準用する商法第二百二十三條第三項において準用する商法第六十七條ノ二の職務代行者、第七十八條、第八十四條第一項若しくは第三百二十條第一項において準用する商法第二百五十八條第二項の職務代行者、支配人、特定目的信託の受託者、権利者集会の代表権利者若しくは特定信託管理者又は第八十五條第一項の規定に基づき権利者集会の決議により定められた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜三十六 (略)

2 (略)

協同組織金融機関の優先出資に関する法律(平成五年法律第四十四号)(抄)

(優先出資証券についての商法の準用)

第三十条 商法第二百二十六条ノ二（株券の不発行及び寄託）、第二百二十九条（株券の即時取得）及び第二百三十条（除権判決による再発行）の規定は、優先出資証券について準用する。この場合において、同法第二百二十六条ノ二第二項中「株主名簿」とあるのは、「優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

第五十四条 協同組織金融機関の役員、支配人、参事、名義書換代理人又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、百万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一〜十八（略）

2（略）